

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和7年3月3日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	寺 川 拓
同	道 端 孝 治
同	中 西 吉日出

奈 監 第 145 号
令和7年2月28日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	寺 川 拓
同	道 端 孝 治
同	中 西 吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和6年12月4日に提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

住民監査請求ができるのは、法第242条第1項に規定する違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実であるところ、本請求書に記載されている請求の要旨のうち、住民監査請求ができる事項に該当する部分の要旨について、次のとおりと解した。

奈良市職員措置請求書

奈良市内の町内清掃から発生するごみの分別作業について、長年民間委託されてきたが、今年度から市の自営にて行うこととされた。

担当係長、課長、次長、部長がリサイクル事業を直営にされた。

費用対効果を検討してみると、市の自営の場合1トン当たり概算で58,100円が掛かっている。前年度まで委託していた事業者への委託料は1トン当たり18,000円であり、その差は税金の無駄遣いであり、市に損害を与えている。また、市の自営での分別処理は奈良市「循環型社会形成推進地域計画」を無視したものであり、不当である。

来年度の事業実施に向けて、再度、費用対効果等を十分検討し、事業の執行を行うよう指示されたい。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和6年12月25日に要件審査を行った結果、法第242条第1項に規定する要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

町内清掃ごみの分別作業（以下「草木類処理業務」という。）に係る令和6年度の支出に関して、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

環境部廃棄物対策課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため陳述の聴取を行わなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和7年1月23日に環境部の関係職員に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 市の直営における草木類処理業務の内容

市の直営における草木類処理業務は、町内清掃ごみを「草」、「枝木」、「その他のごみ」に分別し、「草」は給食残さ等の堆肥化事業に活用するため環境清美工場に搬入、「枝木」はバイオマス発電燃料として事業者へ売却、「その他のごみ」は焼却処分のため環境清美工場に搬入する業務である。

(2) 民間委託における草木類処理業務の内容

令和5年度までの民間委託における草木類処理業務は、町内清掃ごみから「草及び枝木」を選別し、委託事業者の処分場へ搬入しチップ化後、腐葉土化又は燃料化処理を行う業務であった。なお、「その他のごみ」については、委託内容に含まれていなかった。

【令和5年度 草木類処理業務委託 仕様書（抜粋）】 民間委託時の仕様書

第2章

第1節 委託業務概要

(1) 選別、運搬、処分する場合の業務概要

奈良市が町内清掃等により発生したごみを指定の選別場所へ搬入し、このごみから草木類を選別し、奈良市の環境清美工場で計量した上で受注者の処分場へ運搬し、チップ化処理を行う。

① 作業に必要な機材等は受注者において全て準備する。

- ② 委託料の積算根拠となる委託処理量は、選別後の草木類を奈良市環境清美工場で計量した量とする。また、その際は、奈良市環境清美工場職員の確認を受けることとする。
- ③ 奈良市の指定する場所（別紙「指定エリア」参照）において、町内清掃等のごみから草木類を選別し、選別後の残さ物の処分については、奈良市の指示に従うこと。なお、奈良市の指定する場所以外に立ち入らないこと。
- ④ ③の選別は、祝日を除く、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までの間に行うこととする。
- ⑤ ③により選別された草木類については、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時までの間に、奈良市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可車両へ積み込み、受注者の処分場まで運搬する。
- ⑥ ⑤で処分場に運搬された草木類については、すみやかに細かく裁断するチップ化を行い、腐葉土又は燃料化処理を行うこととする。
- ⑦ ⑥で腐葉土化したものは、希望する市民を対象に受注者が配布することとする。

(2) 運搬、処分する場合の業務概要

奈良市から発生した草木類について、受注者が受注者の処分場へ運搬し、チップ化処理を行う。

- ① 作業に必要な機材等は受注者において全て準備する。
- ② 委託料の積算根拠となる委託処理量は、受注者が草木類を処分場へ搬入する前に、奈良市環境清美工場もしくは、奈良市衛生浄化センターにて草木類を計量した量とする。また、その際は、計量した施設の職員の確認を受けることとする。
- ③ 運搬の際に使用する車両は、奈良市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可車両のみとする。
- ④ ③で処分場に運搬された草木類については、すみやかに細かく裁断するチップ化を行い、腐葉土又は燃料化処理を行うこととする。
- ⑤ ④で腐葉土化したものは、希望する市民を対象に受注者が配布することとする。

(3) 処分のみする場合の業務概要

発注者が草木類を直接受注者の処分場へ運搬し、受注者はチップ化処理を行う。

- ① 作業に必要な機材等は受注者において全て準備する。
- ② 発注者は処分場へ草木類を搬入する前に、奈良市環境清美工場もしくは、奈良市衛生浄化センターにて計量することとし、この重量を委託料の積算根拠となる委託処理量とする。
- ③ 処分場に運搬された草木類については、すみやかに細かく裁断するチップ化を行い、腐葉土又は燃料化処理を行うこととする。
- ④ ③で腐葉土化したものは、希望する市民を対象に受注者が配布することとする。

(3) 循環型社会形成推進地域計画について

循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）とは、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に沿って、3R推進のための目標と、それを実現するために必要な取組・事業等について、総合的に記載・作成されるものである。

地域計画の作成については、法律上に規定はなく、循環型社会形成推進交付金の交付要綱に定められているものである。なお、草木類処理業務は、交付金の交付対象事業ではない。

令和6年度当初の地域計画における「剪定枝木・草類の処理事業の実施」の項目に「一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者の組合の草木処分場を活用し、町内清掃時に排出される剪定草木類のチップ化・堆肥化等を行う。また、市内事業所等で発生する剪定草木類も、処分業者での処理ルートの活用を排出事業所及び収集事業者へ促す取り組みを進める。」と記載されている。この解釈について、所管課によると、草木類処理業務を民間委託する場合においては、委

託先を一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者とし、分別作業を終えた後の最終工程である腐葉土化作業において処分業者の組合の草木処分場を活用するという趣旨であり、草木類処理業務を市の直営で行うことを否定するものではないとの見解が示された。

【循環型社会形成推進地域計画（抜粋）／奈良市】 令和4年12月14日変更

3. 施策の内容

(5)その他の施策

その他、構成地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

① 剪定枝木・草類の処理事業の実施

一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者の組合の草木処分場を活用し、町内清掃時に排出される剪定草木類のチップ化・堆肥化等を行う。また、市内事業所等で発生する剪定草木類も、処分業者での処理ルートを活用を排出事業所及び収集事業者に促す取り組みを進める。

②～⑥（略）

※作業内容が変わり不要になったため、令和6年11月25日に下線部分を削除している。

【循環型社会形成推進地域計画について（抜粋）／内閣府】

地域計画は、市町村等により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2に規定する基本方針に沿って、3R推進のための目標と、それを実現するために必要な取組・事業等について、総合的に記載・作成されるもの。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2に規定する基本方針の名称は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

【循環型社会形成推進交付金交付要綱（抜粋）／環境省】

第2 定義

1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために（中略）、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施（中略）に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。（以下略）

2～3（略）

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業（別表1の第18項に掲げる事業を除く）を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、都道府県知事の確認を受けた上で環境大臣に提出しなければならない。（以下略）

(1)計画の基本的な事項

ア～カ（略）

(2)循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

(3)目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

(4)循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）

(5)目標達成に向けた施策（生活排水の処理）

(6)関連するその他の施策

(7)交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(8)計画のフォローアップと事後評価

2～3（略）

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。
2. (略)

3 監査委員の判断

請求人は、奈良市内の町内清掃から発生するごみの分別作業について、今年度から市の自営にて行うこととされ、費用対効果が悪く、市に損害を与えている旨主張しているため、このことについて判断する。

市の直営における草木類処理業務と民間委託における草木類処理業務は、同じ町内清掃ごみを対象とする業務ではあるものの、事実関係(1)のとおり、作業内容が異なることから、費用対効果を比較できるものではなかった。

したがって、市の直営における草木類処理業務に係る支払が不当であるとは言えないと判断する。

また、請求人は、市の自営での草木類処理業務は地域計画を無視したものであり、不当である旨主張しているため、このことについて判断する。

事実関係(3)のとおり、請求人は地域計画における「一般廃棄物処理の許可を持つ処分業者の組合の草木処分場を活用」という記載部分をもとに市直営の草木類処理業務が不当であると主張しているものと思料される。しかし、このことについては、草木類処理業務を民間委託する場合には、腐葉土化作業を行う際に許可業者の処分場を活用するという趣旨であり、草木類処理業務そのものを市の直営で行うことを否定したものではなかった。

したがって、草木類処理業務を市の直営としたことは、地域計画に反していると言えず、市の裁量の範囲において行われたことであるため不当であるとは言えないと判断する。

これらのことから、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。